

定 款

一般社団法人 北海道カーリング協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道カーリング協会と称し、英文では、HOKKAIDO CURLING ASSOCIATION (略称H C A)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道におけるカーリング競技を統轄し、代表する団体として、カーリング競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、カーリングを通じて会員相互の交流及び親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) カーリング競技の普及及び指導に関する事業
- (2) 北海道選手権大会及びその他の競技大会の開催並びに後援事業
- (3) カーリングに関する情報及び資料の収集並びに提供事業
- (4) 上部団体及び関係スポーツ団体に対する協力事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) マーケティング事業
- (2) 物品等販売事業
- (3) カーリングに関する研究指導及び認定事業
- (4) その他前3号に定める事業に関連する事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 北海道の市町村又は地域においてカーリング競技を統括する協

会及び車いすカーリングを統括する協会（以下「加入地方協会等」という。）から選出された代表者並びにこの法人の目的に賛同して、入会した者で組織運営に関わる者

- (2) 一般会員 この法人の活動に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者

(入 会)

第7条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、社員総会において別に定める「入会・退会に関する規定」により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、一般会員になろうとする者は加入地方協会等を経由してその入会をもって会員とし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

(会 費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 正会員は別に定める退会届を提出することにより、賛助会員はこの法人に退会の申し出をすることにより、一般会員は加入地方協会等を経由することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度7月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(社員による招集の請求)

第16条 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長とする。但し、会長が出席できない場合には、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定及び定数)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長と定め、会長以外の理事のうちから副会長及び専務理事を若干名定めることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員報酬は、無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額

を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第29条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。但し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した議事録署名人及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第34条 この法人の事業遂行のために専門的事項を処理する必要があるときは、理事会は、その議決により、専門委員会を設置することができる。
2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第48号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て、会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。（現三役を記載）

氏名	住所
貝 森 輝 幸	
小笠原 歩	
小 野 丘	
松 平 斉 之	

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。